

安来市営繕工事における週休2日工事实施要領

(目的)

第1条 この訓令は、地域建設業において労働環境の改善を図るために週休2日に取り組む営繕工事（以下「週休2日工事」という。）の実施に当たり必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象期間 工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間その他発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含まない。
- (2) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
- (3) 現場休息 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
- (4) 4週8休以上 対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含むものとし、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所の日数に含めるものとする。
- (5) 週休2日 週休対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(対象工事)

第3条 週休2日工事は、原則として市が発注する全ての営繕工事に適用する。ただし、地域の実情等により対応が困難な工事及び対象期間内の施工期間が短い工事は、対象外とすることができる。

(発注方式)

第4条 週休2日工事の発注方式は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する発注者指定型とする。

(積算方法等)

第5条 発注者は、4週8休以上を前提に、次のとおり労務費を補正し、及び工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所 (現場休息)	労務費補正係数	備考
4週8休以上	1.05	現場閉所率(現場休息)率 28.5% (8日/28日)以上の場合

2 現場閉所(現場休息)の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

(対象工事である旨等の明示)

第6条 対象工事である旨等の明示は、次の各号に掲げる契約方式ごとに、それぞれ当該各号に掲げる書面への記載(電磁的記録を含む。)により行うものとする。

(1) 一般競争入札の場合 入札公告及び現場説明書

(2) 指名競争入札の場合 指名通知書及び現場説明書

(3) 随意契約の場合 現場説明書

(現場閉所(現場休息)の確認方法等)

第7条 現場閉所(現場休息)の確認方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 工事着手前

ア 監督職員は、現場閉所(現場休息)の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。

イ 対象期間の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。

ウ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整した上で「実施工程表」を作成する。

(2) 工事着手後

ア 監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。この場合において、「実施工程表」に修正がある場合は、受注者間で調整を行う。

イ 監督職員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内に現場閉所（現場休息）の日数を確認する。

ウ 受注者は、監督職員が現場閉所（現場休息）の状況を確認できるよう「実施工程表」等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、監督職員に提出する。

(3) その他留意事項

ア 現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努めること。

イ 監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等を行わないように配慮すること。

ウ 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施すること。

エ 工事全体を一時中止する場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員は受注者と協議すること。

オ 監督職員は、週休2日工事において統括安全衛生責任者を選任している場合で、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について、分離発注工事の各受注者間の必要な調整を行うこと。

- 2 当該工事が週休2日工事である旨を、仮囲い等により明示する。
- 3 発注者は、公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。

(元請下請の取引の適正化)

第8条 発注者は、週休2日工事の実施に当たって、工期や契約金額等について、下請業者へのしわ寄せが生じることのないよう、関係部局に対して、対象工事の情報を提供するなど連携を密に行うものとする。

(提出書類の虚偽)

第9条 現場閉所(現場休息)の日を記載した「実施工程表」等に、虚偽の記載が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 この訓令は、施行日以後に発注する工事から適用する。

安来市営繕工事における週休2日工事实施要領 別記

週休2日工事の実施について（単独工事の場合）

1. 本工事は、『安来市営繕工事における週休2日工事实施要領』に基づき、発注者が週休2日に取り組むことを指定する週休2日工事（発注者指定型）である。
2. 週休2日の考え方は以下のとおりである。
 - (1) 「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
 - (2) 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
 - (3) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
 - (4) 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
3. 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場閉所の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所日」を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日工事である旨を仮囲み等に明示する。
4. 監督職員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場閉所日数を確認する。

5. 4週8休以上（現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上）を前提に、補正係数
1. 05により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

安来市営繕工事における週休2日工事実施要領 別記

週休2日工事の実施について（分離発注工事の場合）

1. 本工事は、『安来市営繕工事における週休2日工事実施要領』に基づき、発注者が週休2日に取り組むことを指定する週休2日工事（発注者指定型）である。
2. 週休2日の考え方は以下のとおりである。
 - (1) 「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場休息を行ったと認められる状態をいう。
 - (2) 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
 - (3) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
 - (4) 「現場休息」とは、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
 - (5) 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場休息の日数の割合（以下、「現場休息率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算定においては、現場閉所日及び降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場休息の日数に含めるものとする。
3. 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる現場休息の予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。受注者は、分離発注工事である●●工事、●●工事の受注者と協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。

工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、受注者間で調整した「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場休息の状況を確認するために「実施工程表」等に現場休息の日を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日工事である旨を仮囲み等に明示する。

4. 監督職員は、受注者が作成する現場休息の日が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場休息の日数を確認する。

5. 4週8休以上（現場休息率 28.5%（8日/28日）以上）を前提に補正係数 1.05により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場休息の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。